平成２２年（フ）第１２４０号
大阪府東大阪市永和１丁目４番１号　レジデンス永和702号
債務者　髙見ユイ子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３０号
大阪府枚方市津田駅前２丁目９番20―405号
債務者　奥村　哲生
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４０号
大阪府門真市柳町９番18―303号
債務者　窪田　晴信
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４２号
大阪府四條畷市雁屋西町９番７号
債務者　山本　輝雄
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５３号
大阪府豊中市原田元町２丁目21番10―102号
債務者　櫻木キミ子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５５号
大阪市平野区長吉出戸８丁目10番１―712号
債務者　宮脇　茂夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７７号
大阪市東住吉区北田辺３丁目６番15号初美荘
債務者　加登佐代子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０８号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目３番８―316号
債務者　横道　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９１号
大阪市東成区東中本１丁目15番11―301号、住民票上の住所大阪市城東区東中浜６丁目17番17―401号
債務者　吉永里枝子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６８号
大阪府東大阪市喜里川町11番１号
債務者　黒木寿美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９４号
大阪府東大阪市大蓮東４丁目７番16号
債務者　成瀬　文香
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９６号
大阪市生野区巽東２丁目16番27号
債務者　金内美千代
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６９号
大阪市西成区花園北１丁目２番７号　新今宮ハイツ311号
債務者　山口　一郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２８号
大阪府豊中市服部元町１丁目２番４号
債務者　西　　美鈴
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２９号
大阪市城東区関目６丁目14番Ａ―1018号
債務者　髙原　澄江
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６９号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目４番14―101号
債務者　中山　照子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８０９号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟1141号室、前住所堺市中区土塔町3074番地
債務者　保井　貞重
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１２号
堺市北区百舌鳥本町１丁13番地　横田文化
債務者　楠本　博子（旧姓伊倉）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係